

平成30年度第2回北海道青少年健全育成審議会議事概要

- 1 日 時：平成30年12月17日（月） 13：30～14：50
- 2 場 所：北海道庁別館西棟3階 1号会議室
- 3 出席者：委員～丸山会長、河合副会長、原委員、熊谷委員、岩田委員、菅原委員、秋葉委員、那須委員、大熊委員、古川委員
事務局～堀本くらし安全局長、青野青少年担当課長、柴田主幹、成田主幹、大西主査、高嶋主任、合田主事

4 議 事

(1) 確認事項

- ・前回審議会において決定した会議の公開のあり方について改めて確認し、部会の公開に伴う傍聴要領の一部変更について、事務局案のとおり決定した。

(2) 諮問

- ・「北海道青少年健全育成条例の見直しの基本的な考え方について」諮問があった。

(3) 説明事項

- ・事務局より、次の事項について説明があった。

ア 平成25年度以降の条例改正経過

イ 少年非行等の現状

【主な意見等】

- ・少年非行等の統計に関し、質問が数点あった。

(4) 検討事項

- ・事務局より、平成25年度以降の条例改正の経過と北海道の少年非行等の現状を踏まえた上での条例の見直しの方向性として、次のア、イについて説明があった。
- ・各委員から特に異論は無く、事前に各委員で案文を確認した上で、次回審議会において、ゲームソフトの団体指定方式による有害図書類への指定及び自画撮り画像の要求行為に対して罰則を伴う規制が必要と答申する旨、了承された。

ア 過度な描写を含むゲームソフトへの対応

- ・近年のゲームソフトは、技術的な進歩により極めて臨場感が高く、また書籍以上に青少年に浸透していることから青少年に与える影響が大きく、中には、暴力や性等について過度な描写が含まれるものがあり、規制を行う必要があるが、個別指定方式による指定は難しいため、ゲームソフトの審査団体を知事の指定団体とし、審査団体が審査し、青少年の視聴を不可としたものを自動的に有害図書類とする団体指定方式を導入できるよう、条例改正を行いたい。

また、指定団体として考えている審査団体は3団体あること、審査団体の審査基準と、道の有害図書類の認定基準との合致性等については、各審査団体の部外秘の審査基準を確認する必要があるため、社会環境整備部会において審査願いたい。

【主な意見等】

- ・団体指定方式の内容や条例の実効性について質問があった。

イ 自画撮り被害を防止するための対応

- ・自画撮り被害防止啓発用短編映画を視聴
- ・自画撮り被害が増加傾向にあること、現行法令では被害発生前の取り締まりが困難であることから、青少年に対する自画撮り画像の要求行為そのものを罰則付きで規制できるよう条例改正を行いたい。

【主な意見等】

- ・現行法令での自画撮り被害に関する規制について確認があった。

(5) その他

- ・事務局より、次回の審議会において、条例の見直しに関する答申を受けること、第2期北海道青少年健全育成基本計画の策定に向け現計画の評価を議事とする予定である旨の説明があった。